

## 平成 23 年度 第 1 回八戸市男女共同参画審議会議事録

日 時 平成 23 年 6 月 6 日（月）13：00～15：00

場 所 市庁本館 3 階 議会第 3 委員会室

出席委員 8 名 白鳥委員、種市委員、外崎委員、馬場委員、岡沼委員、中門委員、  
本間委員、竹内委員

●**司会**：それでは定刻となりましたので、ただ今より平成 23 年度第 1 回八戸市男女共同参画審議会を開催します。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は長嶺委員が欠席されていますが、出席者は 8 名で過半数以上の出席がございましたので、本審議会は成立することを報告します。また、会議内容の公開についてお願い申し上げます。審議会は八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき会議の公開と会議録の公開をすることとし、市のホームページに公開することとしておりますので、あらかじめご了承願います。本日の傍聴者はありません。それでは、始めに会長より一言ごあいさつをお願いします。

●**会長**：はい、皆様こんにちは、お久しぶりでした。審議員の皆様 3.11 の大震災の被害はいかがでしたでしょうか。それぞれのお立場で大変な年度末を過ごされたのではないのでしょうか。その後も余震が続いていまして本当に今後何ごともなければいいと祈っているところでございます。審議員の皆様、今日は大変それぞれにお忙しく過ごされている中を、審議会にご出席くださりましてありがとうございます。はちのへプラン 2006 前期、後期のまとめの年度を迎えました。新たに新しいプランへと橋渡しの非常に大事な年でございます。今日は審議員の皆様それぞれのお手元の資料を事務局の方からご説明頂きながら忌憚のない率直なご意見を賜りますことをお願い申し上げます。私からのあいさつにいたします。よろしく申し上げます。

●**司会**：ありがとうございました。それでは続いて職員に異動がありましたので、職員の紹介をします。

総合政策部部長 大坪秀一です。

総合政策部次長 千葉憲志です。

市民連携推進課課長 野田祐子です。

政策推進課総合政策グループ主査 清水啓仁です。

市民連携推進課男女共同参画グループ主査 榊原由季です。

市民連携推進課男女共同参画グループ主事 接待恵子です。

最後に本日、司会進行役を務めさせていただきます市民連携推進課男女共同参画グループリーダー田端修文です。

それでは議事に入るので、ここからは会長に進行をお願いします。

## <議事>

- 議長**：それではご案内の次第に沿って進めて参ります。

案件1です。男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006 後期実施計画推進状況(平成22年度分)について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局**：はじめに、男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006 後期実施計画推進状況調査の評価方法について簡単に説明します。

資料1と資料2をあわせてご覧ください。

評価方法は2段階になっており、事業担当課が事業ごとに評価する第1次評価と当課で施策の方向ごとに評価する第2次評価の2段階の評価となっています。

資料1表1をご覧ください。

第一次評価は、各課で定めた指標(目標値)に基づき、(1)「事業の実施状況」、(2)「計画の達成状況」、(3)「男女共同参画の視点の導入状況」の各項目のそれぞれの基準により自己評価したものです。

資料1表2をご覧ください。

第二次評価は、後期実施計画の各課題の「施策の方向」ごとに、「計画以上」又は「ほぼ計画どおり」に取り組みられた事業の割合を出し、表2の基準により評価したものです。

資料2をご覧ください。具体的に資料2の1ページ目を例にしますと、基本目標1の課題1の施策の方向1には5つの事業がありますが、実施状況がDの場合は21年度では廃止した事業のためカウントしませんので、施策の方向1での事業数は4事業になります。そして、4事業の中で実施状況が大文字のAで達成状況が小文字のaまたはbの事業がいくつあるかをみます。新規事業の「女性チャレンジ講座」がAaで、もう1つの新規事業「トーキングカフェ」がAbという評価になっているので、AaまたはAbの割合は、4事業中2事業で50%となります。

資料1の表2の評価基準に照らし合わせると50%以上は晴れマーク2つの「概ね取り組まれている」という評価になり、それを資料2の右端の第二次評価の欄に表記しています。

また、各課が各事業において、どのような男女共同参画にかかわる視点をもって事業を実施しているのかについて資料1表1(3)の①から⑥までの内容で区分し記入したものを、資料2の第二次評価の欄の左隣りに記載しています。

以上で評価方法についての説明を終わります。

続いて概要説明に入りますが、説明の前に資料の訂正をお願いします。

資料1表1見出し「第一次評価(事業担当課による評価・147事業)」を「149事業」に訂正をお願いします。

資料2の13ページ、事業番号560子ども家庭課「延長保育事業」の達成状況の小文字bを「a」に訂正をお願いします。さらに、その横の事業実績等67箇所を「69」箇所に訂正をお願いします。

15ページ、事業番号575子ども家庭課「ひとり親家庭等医療費給付事業」の事業実績

の対象者数 8,531 人を「8,818 人」に訂正をお願いします。

資料 3 裏面の基本目標Ⅲの課題 2「子育て支援策の充実」の中の 施策の方向 1「保育サービス・放課後児童対策の一層の充実」(Aa の割合) 22.2%を「33.3%」に訂正をお願いします。

最後に、同じく裏面の表の下、評価基準ごとの件数と割合、お日様マーク 2 つの割合 22.0%を「21.9%」に訂正をお願いします。

訂正箇所については、以上です。

それでは、資料 2 推進状況の結果の概要説明に入ります。各基本目標の課題ごとに説明します。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。

基本目標 I「あらゆる分野において、男女が共同して参画できる機会の確保」では、課題を 4 つ掲げています。

課題 1「政策・方針決定過程における参画の多様化の促進」では、事業番号 501「附属機関等への性別で偏らない委員の登用」が指標に対し下回っており、事業番号 502「附属機関等の委員公募の充実」においても低い結果になっています。なお、22 年度からこれまでの人材育成事業を変更し「女性チャレンジ講座」を開始しました。また、市政への参画機会の拡大とロールモデルとなる女性を紹介する目的で、トーキングカフェ事業も開始しています。達成状況は、ほぼ指標どおりか指標を上回っており、施策の方向 1 の二次評価は、概ね取り組まれているという評価になっています。

2 ページ、研修会の開催や新規事業の女性チャレンジ講座の開催、また、男女共同参画基本計画実施計画の推進状況の公表については、ともに順調に取り組まれているという評価になっています。

3 ページから 4 ページをご覧ください。

課題 2「男女平等のための意識啓発の推進」については、講演会の開催等が目標の参加者数に達していない状況ですが、それ以外についてはいずれも順調に取り組まれているという評価になっています。

5 ページをご覧ください。

課題 3「さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進への支援」では、チャレンジ事例や支援策の情報提供等の事業は指標値以上の達成状況にあり、順調に取り組まれています。

5 ページ後段から 6 ページをご覧ください。

課題 4「男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する情報収集・検討」では、市民及び事業所へのアンケートの実施、情報誌発行などの事業が行われており、いずれも指標どおり又は指標以上の達成状況にあり、すべて順調に取り組まれている状況となっています。

基本目標Ⅱを説明します。7 ページをお開きください。

基本目標Ⅱは「性別による不合理な格差のない職業生活の確保」となっており、課題を 3 つ掲げています。

課題1「労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保」では、ポジティブ・アクションの実施促進、新規事業の女性チャレンジ講座の開催などの事業が実施されています。事業番号527 職業訓練センターでの研修講座では、目標の利用者数には達していない状況ですが、施策の方向ごとにみると概ね又は順調に取り組まれている状況となっています。

8ページ、9ページをご覧ください。

課題2「多様な職業ニーズを踏まえた就業環境の整備」については、家事と仕事の両立支援に積極的な男女平等優良企業の紹介やパートタイム労働等に関する就業意識や実態を踏まえた雇用管理の改善を推進するパンフレットの配布、農山漁村の女性リーダーViC・ウーマンを対象としたセミナーの案内や勤労者福祉サービスセンター事業による中小企業の福利厚生の事業充実や普及のほか、南部地域連携拠点八戸商工会議所事業承継支援センターの周知に努めるなどの事業が実施されています。事業番号533 家内労働法の周知のように実施できなかったものや、事業番号535 勤労者福祉サービスセンター事業で目標の会員数に達しなかった事業もあり、施策の方向ごとにみると施策の方向3「農林水産業・商工自営業における労働条件の整備」は、「より積極的な取り組みを期待する」という評価ですが、その他は、順調あるいは概ね取り組まれている状況となっています。

10ページをご覧ください。

課題3「仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備」では、子育てを支援するための休暇や休業制度を導入した際に活用できる21世紀職業財団が実施している助成金制度等の周知やワーク・ライフ・バランスの周知、母性健康管理対策のため妊婦委託健康診査の実施や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の促進のためのパンフレットの配布などの周知事業を実施しており、順調又は概ね取り組まれている状況となっています。

基本目標Ⅲを説明します。11ページをお開きください。

基本目標Ⅲは「家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境整備」となっており、課題を4つ掲げています。

課題1「家庭における男女間での協力促進」では、男女共同参画に関する情報提供や家庭教育研修会の実施、両親学級の開催のほか、各種行事での男女共同参画基本条例の周知などの事業が行われています。震災のため目標値の講座の実施回数に及ばなかった事業もありますが、概ねあるいは順調に取り組まれています。

12ページから15ページをご覧ください。

課題2「子育て支援策の充実」は、ファミリー・サポート・センター事業や各種の保育関連事業の実施、公園整備など良質な住環境の整備事業、安全・安心なまちづくりとして道路整備や街路灯の整備、防犯事業の実施、さらには、ひとり親世帯への支援として児童扶養手当や医療費等の支給事業等が実施されています。施策の方向ごとにみると、施策の方向3「安全な道路・交通環境の整備」については指標に達していない状況ですが、その他は、順調又は概ね取り組まれている状況となっています。

16ページから19ページをご覧ください。

課題3「高齢者・障がい者・外国人が安心して暮らせる環境の整備」は、高齢者・障が

い者の方々の自立を支援する各種給付事業のほか、保健師等による訪問指導事業、介護保険制度にかかる介護関連事業等が行われているほか、国際交流推進事業として姉妹都市交流や各種交流事業のほか、在住外国人への情報提供による外国人支援等が行われており、いずれも順調に取り組まれています。

20 ページから 22 ページをご覧ください。

課題 4 「地域活動及びボランティア活動の推進」では、市民活動サポートセンター事業や奨励金制度の実施のほか、各種ボランティア活動の促進事業や市民活動に関する情報提供事業などが行われています。事業番号 602 観光ボランティアの育成事業が、実施には至らなかったものの登録者数は 168 人と指標値を上回っています。施策の方向ごとにみると、いずれも順調に取り組まれている状況となっています。

基本目標Ⅳを説明します。23 ページをお開きください。

基本目標Ⅳは「個人として重んぜられるべき人格の尊重」であり、課題を 3 つ掲げています。

課題 1 「男女間での暴力的行為を根絶するための基盤づくり」では、暴力防止の意識啓発事業として暴力防止パンフレットや人権週間の周知、被害者保護・自立の支援として、相談業務の実施や一時避難等のための施設指定の実施などの事業を実施しています。事業番号 608 八戸市虐待防止ネットワーク会議は開催には至らなかったものの、いずれも指標どおり又はそれ以上の達成状況にあり、順調に取り組まれている状況となっています。

24 ページから 26 ページをご覧ください。

課題 2 「男女がともに生涯を通じて営む健康づくりの促進」では、女性専門外来や妊産婦訪問指導のほか、健診事業、各種健康教室、医師や保健師による健康相談などの事業が行われています。事業番号 613 市民病院の女性専門外来の事業や、事業番号 614 の思春期健康教室は指標に達していない状況です。また、事業番号 616、617、618、621 につきましても指標に達していない状況です。事業番号 615 の妊産婦訪問指導や事業番号 619・623・625 の健康教室・健康相談では、計画どおり又は計画以上の達成状況にあります。施策の方向ごとにみると、施策の方向 1 「性差医療についての知識普及」と、施策の方向 2 「病気の予防・早期発見につながる健康づくりの推進」が、「より積極的な取組みを期待する」との評価で、その他は順調に取り組まれている状況です。

26 ページ後段から最後 28 ページをご覧ください。

課題 3 「男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援」では、多様な選択を可能にする教育や進路指導として相談事業や中学 2 年生を対象とした職場体験のグッジョブ事業、教職員への意識啓発事業、鷗盟大学や市民大学講座、各地区公民館の生涯学習事業などが実施されています。

この中では事業番号 632 鷗盟大学の受講者数が目標を下回っています。また、事業番号 638、640、643 の生涯学習の教室・講習会等も受講者数が目標値に及ばなかったものの講座回数はほぼ目標どおりあるいは目標を上回っており、631 の教職員を対象とした意識啓発講座では、小中学校の参加校数が「74 校中 30 校」と指標を上回っています。施策の方向ごとにみると、順調又は概ね取り組まれている状況となっています。

以上が、推進状況の概要です。

施策の方向ごとの評価である二次評価をまとめたものが資料3となっています。

資料3裏面2ページ下段、2次評価の評価基準ごとの割合の欄をご覧ください。

お日様マーク3つ「順調に取り組まれている」は27件、65.9%。お日様マーク2つ「概ね取り組まれている」は9件、21.9%。合わせると87.8%となります。お日様マーク1つ「より積極的な取り組みを期待する」は4件、9.8%。傘マーク「早期に取り組む必要がある」は1件、2.4%となっています。

また、各事業への男女共同参画の視点の導入状況では、⑤「事業の効果が男女どちらか一方に偏らずに寄与された」が最も多く129件。次いで、④「事業の実施の曜日や時間帯、託児室の設置、手話通訳者の配置 Web ページの活用など、年代、性別を問わず参加、利用しやすくなるよう工夫した」が34件となっています。

以上で説明を終わります。

- 議長**：はい、ありがとうございました。ただ今説明がありましたが、かなりの量の説明でしたので基本目標ごとに皆様からご意見ご質問を受けていきます。

まず始めに基本目標I、1ページから6ページまでのところでご意見ご質問ございましたらどうぞ。これまでの実施計画での推進状況、そして新たな事業も加わったの説明がありました。

はい、どうぞ。

- 委員**：3ページの「講演会等の啓発事業」の達成状況がcになっていますが達成していないようには見受けられません。目標を高くしているのか、これからやる予定があれば教えていただきたいです。

- 議長**：事業番号507の達成状況がcとなっていることについて、事務局の方で付け加えがあればどうぞ。

- 事務局**：委員からご質問がありました、507番「講演会の啓発事業」は指標値300人に対し実績が245人とわずかですが達成できませんでした。もう少し対象者をしぼって周知することで、さらに指標値に達する参加者が増えると考えています。

今年度は、対象者に向けて集中的に周知することで、参加者数の指標値を上げていきたいと考えています。

- 事務局**：今の件、若干付け加えさせていただきますが、市民大学講座の1講座として実施している啓発講演会ですが、今年度は条例制定10周年ということのPRを広報はちのへ等を使いまして、募集・周知を図って参りたいと思います。以上です。

- 議長**：委員が心配なさっているのは、目標値を高く立てたのかなということではないでし

ようか。

●委員：これくらいだったら立派なものじゃないかなと、自己評価が厳しいのかなと思いました。

●議長：事務局の方としては周知徹底、広報に力を入れたいということと、これまで市民大学講座と並行でしたが今年度は単独で一般市民に PR に力を入れていきたいということですが、よろしいでしょうか。

●事務局：市民大学での開催は一緒ですが、10周年記念なので PR の方はもうちょっと力を入れてやっていきたいと思います。

●議長：ありがとうございました。

あといかがでしょうか。なければ次に進んでよろしいですか。

基本目標Ⅱに進みたいと思います。

7ページから 10 ページまでご覧いただきたいと思います。ご意見ご質問ございましたらどうぞ。

●委員：9ページの事業番号 535、雇用支援対策課が担当課ですが、勤労者福祉サービスセンター事業というものがあります。私も以前、現役時代に連合の顧問を仰せつかっていました。現役時代にこの事業を成功させようということで会員の皆さんや組織の中に訴えながら、会員を増やそうと活動してきましたが、今日見るとあまり増えていない実態があるようです。今も声掛けはしていますが、多分に中小企業の 300 人未満の事業所をターゲットに、会員にしていこうということでしょう。それより人数が多い事業所においては厚生福利施設等は全部自分のところで賄えますが、賄えない事業所もあります。中小企業の 5 名、10 名の事業所にこのサービスセンターに加入していただき会員数を増やして、大企業並みの厚生福利施設を目指して更には八戸市で働く従業員の皆様方にサービスを提供していこうと活動していました。

今回の資料を見ると、雇用支援対策課では多忙すぎて加入拡大運動に携わってられないのではないかと思います。

例えば商工会議所なり他にもそういった所をお願いをしていってはどうでしょうか。3 千人の会員になることによって、八戸市から補助を出していただかなくても事業運営は自主的にできるだろうということが目標にあったはずです。そこの加入拡大はどの程度の、どんな手法で進められているのか知りたいです。

●事務局：担当課から聞いているところでは、推進員という方をシルバー人材センターに委託して、市内の事業所を個別訪問して会員拡充に努めているようです。

更に今年度からですが、入会対象を定住自立圏の三戸町、五戸町、新郷村、おいらせ町、

田子町、南部町、階上町に拡大して募集する方向でいるということ聞いています。

会員数において22年度は、20年度、21年度に比べて減っていますが事業所も減っていき、その分の減が出てきているのかなと思っております。20年度までは徐々に増えてきている状況だったのですが、21年度はおそらくリーマンショック等あったことでもありますので、そういったことも影響しているのではないかと思います。これは推測ですが、そこから抜け出せないでいるような状況かと思っております。

●**議長**：担当課の方では加入拡大に向けて努力されているようです。ほかに、さらにこういうポイントがあるんじゃないかと案がありましたらどうぞ。

●**委員**：そうですね、今地震もあったわけです。大変なこの厳しい状況下にあります。例えばいろんな団体が会議などを開催される時に、こういうことがありますよとお知らせしたり、町内の方々、町内の役員の方々にPRをしていくともう少し広がるのではないのでしょうか。町内の中にも商店とかありますから、そういったところからも掘り起こしをしていくとよいかと思います。

●**議長**：ありがとうございます。身近なところからの掘り起こしも大事ではないかという、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。これに関わってご意見がある方いらっしゃいますか。

●**委員**：意見ではないですが、以前当社の方にも推進員の方がおいでになったことがあります。内容が商工会議所で実施しているものとダブっているところがありまして、勘違いがなければ、うちの方では既に商工会議所で実施している共済制度とかに入会していますのでということでお断りしたことがありました。事業としては内容が一部ダブっているということですね。

●**議長**：細かな訪問でいろいろPRしているようですが、今のご意見は現場としては一部だぶりがある面もあるということですね。

●**委員**：確かに今おっしゃったように私も分かっておりますが、商工会議所で実施されているメニューはえんぶり共済というものがあります。サービスセンターで取り組んでいる制度の中身が多少重複されているというのがありますが、それ以外にも勉強する場とか、いろんな資格を取得する教育制度などもありますから、それらのことも含めてパッケージでコマーシャルしていくのが必要なような気がします。

●**委員**：それまでの深い説明を当方も聞く機会を逃してしまったことと思います。

●**委員**：今後、私が伺います。

●**議長**：PR に力を入れていくということで、大事な意見をいただきました。ありがとうございます。そのほかありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日は盛りだくさんな内容がありますので次に進めたいと思います。

基本目標のⅢに移ります。11 ページから 22 ページまでの基本目標の中で、男女が協力し合う環境整備ということについてご意見ご質問がありましたらどうぞ。

はい、お願いします。

●**委員**：子育て支援のあたりですが、この辺全般的なことですが、保育所は厚生労働省で、幼稚園は文部科学省ということになります。幼稚園の生徒はとても減少しています。統一するのは難しいかもしれませんが、サポート体制としては、学校に行かせるという意味では基本的な考え方が違うのかも知れませんが、まず、保育ということに関しては保育所だけを頭に入れてお考えでしょうか。

●**議長**：子育て支援について、保育について保育所だけを考えているのかということですが、事務局よろしいですか。お願いします。

●**事務局**：担当外になりますが、今まず幼稚園と保育園の関係ですが、国の方で幼稚園と保育園を一緒にした形の認定こども園制度という、こども園に統一していこうと方向性が打ち出されています。ですから、いずれは保育園と幼稚園は一体の施設となっていくかと思えます。今は確かに文部科学省と厚生労働省ということで分けてはいますが、いずれは1つの一本化された制度になる方向性が出ています。そういった方向に動いて行くと思っています。

しかし、現段階では一本化されていません。現在、認定こども園制度がありまして幼稚園でも保育所的な、働いている方、働いていない方に関わらず子どもさんを預かるというシステムで幼稚園と保育所が合体したような園を運営することができるようになってきました。八戸市内にも今現在2か所あります。増えていなければ昨年度まで2か所ありました。徐々に保育園の方もこども園に、幼稚園の方もこども園になっていくという形をとっていくことになるだろうと思っています。

市として保育について保育園だけを考えているのかということですが、もちろん保育所というのは基本ですが、それ以外に保育所を利用できない方々についても様々な保育に関するサービスが受けられるような形で一時的なお預かりをすとか、あるいはファミリー・サポート・センターのように必要な時だけお手伝いをしていただくような制度を準備しています。実際にも制度として動かしている状況もありますので、保育所だけということではないです。以上です。

●**委員**：幼稚園にも目が向けられているということですか。

●**事務局**：幼稚園につきましては教育委員会の方で支援制度があり、市としては補助制度として補助金の支出等があります。どうしても保育園は厚生労働省からの金銭面の支援が手厚く、金額に差異があるという状況になっています。その反省も踏まえて、保育園・幼稚園も親が働いている、働いていないに関わらず全てのお子さんを受け入れられるようにしていくというのがこども園制度の考え方です。そういう意味で幼稚園の支援の仕方を見直している最中だと考えていいのかと思っています。

●**委員**：ある程度把握して、もしどうしてもいうのであれば少しお金がかかっても、こういう制度もありますという方向に話がいったらいいのですが、保育園のことだけで100か0かで、そこで行った先は管轄外ですのでストップされる傾向にあったんですね。それを改善してほしいと思います。

行政として国との接点とか、他部署との接点というのはやはり共同参画ということを考えて、いろんな所と接してもらいたいと思っています。

パートの話ですが、厚労省の労働基準監督署みたいな所との接点はあるかどうかを伺いたいです。前にも似たようなことは言ったかも知れませんが、と言うのは我々は中小企業です。雇用条件の改善の方は一生懸命言ってきましたが、条件をどんどん厳しくされると中小企業としては当然雇いきれなくなります。例えば私の所でパートの看護師と介護師を入れようとする、保険はかけなさい、休みを取らせなさいと、全部足していくと15万円の給料出すために25万円ぐらい用意しなければならない。そうすると年間300万円近くになってしまいます。そうすると1人増やすことが難しくなって、しょうがないから1人減らして残った人の負担が増えるということになってしまいます。

何か条件が改善されているのかもしれませんが、雇用者側にとっては厳しくなって雇えなくなるというふうに話がいっている。そこを上手くバランスをとっていただくのを地方行政の方にお願ひしないと我々が国と喧嘩してもどうしようもないですよ。

だから、労働基準監督署のような厚生労働省との接点を持っていただきたいと思います。保育園、幼稚園で働く人達のための支援とも関わってくるのではないのでしょうか。

●**議長**：ありがとうございます。子育て支援に関わって保育所だけでなく幼稚園とも広い目で受け入れが大事ということが1点と、雇用に関わったお話がございました。雇用のことについてお願いします。

●**委員**：残念ながら、私どもパートタイム労働法を扱ってしまして、何度かこういう場所で説明させて頂く機会もあっただろうかと思っていました。

おっしゃる通り、各種、企業主負担の部分につきまして直接私どもが扱っているパートタイム労働法では関わってはいないのですが、往々にパートタイム労働法は労働基準法とはまた別の内容もありますが、労働基準法に付加した形で定めています。

しかし、必ずしも一方的に負担コストを強いるだけではなくて、分かりやすく働きやすい労働条件をとることを基本においており、また、働き方に応じた処遇でもよりきめ細

かい見直しも努力規定という形で定めたところでは。

また、短い時間で正社員の方と同じように勤務してもらうような身分をつくるといった場合、それからパートタイム労働者の方を正社員に転換するといった場合については、助成金制度を設けています。助成金制度を持っているというところが、パートタイム労働法に関連した私どもの特色となっていて、これは21世紀職業財団から10月にすべて労働局の雇用均等室に移管されます。この機会に皆様に周知されるよう務めて参りたいと思いますので是非よろしくお祈いします。今まで以上に連携強化につきましてもよろしくお祈いします。

●**議長**：より連携をもって進めていきたいということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。今の雇用について、何かよろしいですか。そのほかございましたらどうぞ。

●**委員**：あまり聞かないですが、保育園に入れない待機児童は八戸市はどれぐらいいるのですか。

●**事務局**：すみません、今直近の数字を持っていませんが、ここ数年の状況をみますとほとんどないような状況です。あつてもわずか数名程度という状況ではないかと思ひます。どちらかと言うと入れていないお子さんの傾向としては、例えば、A保育園は満員で隣のB保育園は空いているといった場合でも、A保育園でないと絶対嫌だという親御さんの割と強い意志が働いてらっしゃるということは結構あると思ひます。純粋な意味でどうしても入れないという方はかなり少ないと聞いております。

●**議長**：特にないということですね。

●**事務局**：0ではないと思ひます。確かに待機している方もいらっしゃいますが、ここ数年の状況を見てみますと数名程度で推移しています。10名を超えていないと言っていました。

●**委員**：それに関してですが、資料の正確性と申しますか、それが合っていないのではありませんか。厚生労働省から出てくる資料には、八戸市は0だったり無いという。しかし、お母さん方に聞くと入れないと言っています。こここのところが、ちょっと我々が知り得ていない資料の出し方なのか、どっかで本当にそうなの？というところがあり、もうちょっと突き詰めていく必要があるのではないかと。現場を回っていると実際に入れないという人がいると思ひます。

●**事務局**：先ほどもお話ししたように、この保育園でないと嫌だという方が最近是非常に多くなつてきています。それによって地域的にどうしても、この保育園でなければとなると、入れないという方の数はかなりあると思ひます。ただそれについては厚生労働省では待機児童の数には含めないということになっています。と言うのは、隣の保育園なり別の

保育園には入れるという状況があるということだからです。そのような方については、待機児童数に含めていませんので、そういった方まで含めれば恐らくそういうお話も出てくるのではないかと思います。どうしてもお母さん方の通勤の途中にある保育園にしたいとか、あるいはおじいちゃんおばあちゃんのお家に近い所にしたいとか、様々な個々のご希望や個人の状況が出てきているのではと思います。

●**議長**: 個々の事情と受け入れのギャップという辺りが浮き彫りになったような気がします。保育所入所にあたって、市役所には窓口がありますね。

●**事務局**: はい、子ども家庭課になります。

●**議長**: たぶんその窓口が充分把握されているのではないかと思います。

よろしいでしょうか。後はいかがでしょうか。

なければ次の目標Ⅳに移りたいと思います。

23 ページから最後の項目までご覧いただいて、ご意見ご質問ありましたらどうぞ。

●**委員**: 608 の虐待防止のネットワークですが、これはできなかったということですが、どうしてでしょうか。

●**議長**: 608 の事業について事務局から説明をお願いします。

●**事務局**: できなかったことの原因については確認していませんでしたので、後日、確認を取ってお伝えします。

●**委員**: ネットワークの話ですが、他にもいろいろネットワークがあると思いますし、支援する所もあると思います。今後の提携とか連携とかはお考えになっていますか。

自分達のところでできなくてもそこに参加することによって情報を得ることができるし、もしくは自分達のところへ来て、いずれはそこまでいっていないけれども、こういう所がありますという紹介をするとかですね。

今後どうなっているのでしょうか。やっていなかったで終わってしまうとさびしいような気がします。

●**事務局**: 虐待防止ネットワーク会議は、どちらかというと公共的な機関、例えば警察、市、保健所等、高齢者関係団体が入っています。かなり広くネットワークのメンバーに入っていると思います。ただ NPO のような市民活動レベルの方々はこのネットワークに入っていないと思いますので、そういう面でのこれからの関係づくりが大事になってくると思います。

要望は聞かせていただきましたことを担当課の方へ伝えたいと思います。

- 委員**：警察署の管内ごととか、各地域ごとに被害者支援ネットワークがあります。私が代表をしている関係もありますが、そこには市町村が全部入っていますし、各教育委員会も入っています。家庭内暴力で事件になるとだいたいその関係が生活環境にある。

私が扱ったものは新聞に載ったりしています。けがをした方を連れて来られるので、取り扱って感じることは、もう少し皆さんで協力してそういう人たちを守れないかと思うのです。やはり、単独で何かをしていくのは限界があると思うので、協力までいかなくてもこういう場合はこんな対応をしていたようだという事例を仕入れるとか、そういう所への参加をしていただければと思います。

私が扱ったものは事件になる大きいものばかりです。それが一緒になって県の方が支援センターを作ってやっていますので、いざとなれば市の方でも県の方でも弁護士さんとか相談員がいらして、そういう所に行けるということだけでも知っていただいて、もし手に余るようであれば紹介していただけるというようになれば解決の糸口が見えると思います。

- 事務局**：虐待防止ネットワークは市のネットワーク会議の方でも県とも連携させていただいています。高齢者への虐待、児童への虐待、DV など虐待には様々種類がありますが、虐待の性質ごとに「もしかしたら」という事案が出た場合には、提携のマニュアルをもとに、報告を入れる、この場合はどこに連絡又は相談すればいいのかというフォローの部分をネットワークでつくったマニュアルに定めています。それらについては一昨年度になりますが、関係部署、あるいは児童虐待であれば保育園、幼稚園、学校等すべてに配布している状況になっています。その辺の共通認識を持っていくことを、今後やっていかなければならないのかなと思っています。

- 委員**：高齢者の場合、本人が答えられない場合があります。私が検死に行く場合ですが、検死というのは結局、殺されたのではないということを証明しなければならないわけですが、食べさせていないというのが結構あります。「食べ物を置いたけど食べないから」という人がいます。自分で食べられる状況ではないのですが、家の人は「食べないから下げちゃった」と言いますし、どう見てもこれは餓死だろうという場合があるわけです。それを大騒ぎしてもと思いますし、そういうものが増えてくると、近代的な市町村からするとお粗末なのかなと思います。その辺を緩和していただきたいです。

- 議長**：ネットワークの連携、広く繋がって守るという新しい取り組みにあたって、とても大事なご意見をいただいたと思います。ありがとうございました。これに関わっていかがですか。

- 委員**：日本人配偶者をもつ外国人居住者の間で暴力で困っている方達が非常に多いです。そういう方達の場合には駆け込む先がよく分からないとか、自分達の小さなネットワークで教会だとかに逃げてくるケースを聞いています。そういう方達の子どもたちも学校に行

かせてもらえない場合もあります。いろんな種類がありますが外国人配偶者の対応も手厚くしていただければと思うので、お考えいただければと思います。

- **議長**：含めてお願いしたいと思います。後いかがですか。
  
- **委員**：27 ページ事業番号 632 番鷗盟大学のことで、指標が受講者数 105 人で達成状況が c です。私もこれに関係しており一般教養の方は大変盛況で毎回 80 名ぐらいの方が参加しております。ここには生活福祉科と園芸科の受講者数が出ていますが、一般教養の方はカウントしないのでしょうか。
  
- **議長**：鷗盟大学についてお願いします。
  
- **事務局**：生活福祉科、園芸科、一般教養科と 3 つのコースがあるのではなく、入学時に「生活福祉科」か「園芸科」のどちらかを選ぶことになっています。そして、全員が、専門科目のほかに一般教養を受講することになっています。ですから、生活福祉科と園芸科の受講者数を足すと、一般教養を受講している人数となります。
  
- **委員**：そこのところだけを注目すると、この結果になるということでしょうか。私が思うには高齢者事業の鷗盟大学はとても盛んで活発だと思っています。実際、毎回 80 名はいます。全体的には大変活発だと私は思います。以上、意見です。
  
- **事務局**：鷗盟大学は非常に活発にされていると思っています。c 評価は指標値に比較して 90%を割っているということで、指標値の 90%に達していないということから c 評価になっています。
  
- **議長**：大変盛況に鷗盟大学でも学習しているということです。後はいかがでしょう。よろしいですか。
  
- **委員**：618 番保健師の話がでていますが、達成状況が c になっています。52 回計画して 46 回だからでしょうか。計画して実施されているのでしょうか、回数が少なくなったということですか。  
これに関連してくるもので、624 番健康相談という項目があったはずですが。  
5～6 年私は携わっていないのでわかりませんが、以前、健康増進課に 20 年通いまして、健康教室の草案作成を私がやっていました。個人交渉で先生方をお願いして内容を決めて、毎年 1 年度の予定を組むために 50 数名に交渉するのが年末の一番大変なことでした。1 か月ぐらいかかるものですから 1 人ずつ交渉していくわけですが、決まらなと私が責任をもってやっていた状況でした。  
健康相談は実際、相談される人数とか項目によっても、にぎやかさが全く違います。健

康まつりとかで女性の相談をやりますと並んだりしますが、隣のコーナーは一人も来なかったりと、これはしょうがないですよ。健康教室というのは実際にやっている現場の方と行政がうまく連携してまわっていないといけませんし、担当者の方がどれだけ強い意欲をもってやってもらえるかが影響すると思います。40回以上できたらa評価でもいいと思います。cは担当者の方々に気の毒だと思いました。

●**議長**：大変上手く実施されているようですが、目標数値から若干低くなっているということで達成状況cですが、一生懸命やられているのにとのご意見でした。これは現場と行政との連携というあたりがさらに充実していくのが大事ではないかというご意見だと思います。

●**委員**：手前みそになりますが、私どもの現場から言いますと、そういうことが得意な先生とそうではない先生がいますので、得意な先生方を上手く仕分けることが必要だと思います。私たちはこの先生だったらこの科目を喋ってくれるという人を1年かけて探します。上手く交渉すると大体は引き受けていただけます。的中率は9割以上だったと思います。だんだんと医師会もこじんまりしてきて、仲間内での付き合いが少なくなってきましたので、すぐにお願ひするというのは大変かと思います。場合によっては健康増進課の方から希望が出て、医師会の担当者の方に持っていき、了解してもらい行ったことも結構あります。そういうことをされてもいいのではないのでしょうか。保健師さんたちは地域のことを知っていますので、ほかの地域で評判が良かったからうちの地域でもという話が出るのが一番いいのではないか、また、実際に出ている方々にご意見も少し聞いてみたりして、少し力を入れるのもよいかと思います。

●**議長**：ありがとうございます。それでは、たくさんのご意見をいただきました。

推進状況についてただ今出されましたご意見を事務局においてとりまとめていただき、付記したうえで各課へ通知・公表をお願いします。

●**委員**：617番のがん検診の件ですが、受診率が低いようですが有料なのでしょうか。時間かかるとかいろいろあるのでしょうか。

●**事務局**：がん検診は、市で行っているがん検診だけを対象にした数字になっています。例えば会社で受診される方であればこちらの対象には入りません。ですから受診率が26.8%と低い数値になっています。

●**委員**：例えば、胃がんが多くて子宮がんが少ないとか、項目別だとどうですか。

●**事務局**：項目別では、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんとあります。胃がん26.3%、肺がん30.5%、大腸がん29.4%、前立腺がん29.2%、子宮がん23.8%、

乳がん 21.8%という率になっています。

●委員：そんなに差はないですね。

●事務局：一番高いのが肺がんの 30.5%で、一番低いのが乳がんで女性だけですが 21.8%となっています。

●議長：市で実施している分のカウントなので個人的に受診している部分も考えられるということですね。

●事務局：個人で受診した場合も市の検診でお願いしますという場合は、こちらの事業にカウントされます。

●議長：よろしいでしょうか。

それでは次の案件に移ります。現行の男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006 ですが、計画期間が今年度までとなっております。平成 24 年度から実施予定の新プラン策定に伴いまして、よりよい計画を作成するためにこれまでの 5 年間のはちのへプランの目標達成状況について事務局からの説明を受けて、委員の皆様から意見をいただいて参りたいと思います。

それでは 2 つ目の案件です。

男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006 前期・後期実施計画 5 年間の基本目標の課題、指標とその目標値との達成状況について事務局からお願いします。

●事務局：説明します。ご覧いただく資料は、A4 ヨコの資料 4、資料 5、資料 6 となります。

資料 5 をご覧ください。

これは、平成 18 年度から平成 20 年度までの前期実施計画で掲げた重点推進事業の実績をまとめたものです。前期実施計画では、重点推進事業として 4 つの事業を抽出し、課題に取り組みました。

これにつきましては、21 年度開催しました当審議会においてご報告済みのものですので参考までにご覧ください。

資料 6 をご覧ください。

後期実施計画の重要課題について説明します。

後期実施計画重要課題の平成 21 年度、平成 22 年度の取組状況についてまとめたものです。

後期実施計画では策定時に、前期実施計画の状況を踏まえて見直しを行い、平成 21 年度から平成 23 年度は、各基本目標に掲げている課題の中からそれぞれ 1 つを抽出し「重要課題」と定め、課題に取り組んでいます。

この重要課題につきましては、お手持ちの黄緑色の冊子「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006 後期実施計画」31 ページに記載しています。

重要課題1「政策・方針決定過程における参画の多様化の促進」について説明します。

1 ページと2 ページになりますが、施策の方向ごとにみますと、全体的に21 年度に比べて評価は上がっており、順調又は概ね取り組まれている状況となっています。

重要課題2「労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保」について説明します。

3 ページになりますが、施策の方向2「能力発揮のための支援」の評価が21 年度に比べ下がっていますが、全体的には順調又は概ね取り組まれている状況となっています。

4 ページと5 ページになります。重要課題3「地域活動及びボランティア活動の推進」について説明します。

21 年度、22 年度ともに、順調に取り組まれているという評価になっています。

最後に、重要課題4「男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援」について説明します。

6 ページと7 ページになりますが、施策の方向3「生涯学習の促進」が、前年と同様の「概ね取り組まれている」との評価でしたが、施策の方向1と2は前年度に比べ評価が下がっています。

資料4をご覧ください。

「はちのへプラン 2006 基本目標の課題・指標とその目標値の達成状況」について説明します。

「はちのへプラン 2006 基本計画」においては、4つの基本目標ごとに、課題とその目標値を掲げています。資料4は、18 年度から22 年度までの5年間を通しての実績を一覧表にまとめたものです。

なお、後期実施計画策定時において、課題の目標値の見直しを行ったため、前期、後期それぞれの課題の目標値として掲げていない項目については斜線を引いています。

基本目標I「あらゆる分野において男女が共同して参画できる機会の確保」の達成状況から説明します。基本目標Iでは、4つの課題に対し、後期に掲げている目標値だけみますと、4つの目標値があります。

1つ目は、「審議会等の男女構成比率において少ない方の割合が30%を下回らないこと」としており、18 年度から22 年度までの女性の割合が25.2%、24.9%、26.2%、25.5%、24.1%となっており、ここ3年間は減少傾向となっています。この数値は、県平均と比べると下回っていますが、全国平均と比較すると平均して約2ポイント高くなっています。

2つ目の「審議会等の公募による委員比率が少なくとも10%以上になること」ですが、18 年度から22 年度までを比べると、少しではありますが、徐々に低下傾向となっています。

次の目標値で「指導的立場の女性の比率が少なくとも30%以上になること」については、前期のみの目標値となるので、参考までとさせていただきます。

3つ目「チャレンジ支援を目的とした講座を年1回以上開催すること」ですが、後期か

ら掲げた目標値で、21年度が6回、22年度が1回となっており目標は達成しています。21年度の6回の内訳ですが、当課開催講座5回、雇用支援対策課、21世紀職業財団との共催セミナーが1回となっています。22年度は、これまでの人材育成事業を女性チャレンジ講座に変更し2回の開催を予定していましたが、震災のため1回が中止となり、結果、1回の開催となっています。

4つ目は「八戸市が男女共同参画基本条例を制定したことを知っている人の割合が、20歳以上の市民の80%以上になること」を目標値としており、18年度から22年度まで、多少の増減があるものの、ほぼ横ばいの結果となっています。一方、当課で14年度と昨年22年度に実施しました市民アンケート調査の結果から比べますと、14年度が45.1%、22年度が35.0%と、知っている人と答えた人の割合が低くなっています。

市民大学講座のアンケートは男女共同参画をテーマとした講座で実施したアンケート結果に基づいているため、男女共同参画の関係者等が多数参加していることもあり、市民アンケートに比べ、知っている人の割合が高いと考えられます。

2ページをご覧ください。

基本目標Ⅱ「性別による不合理な格差のない職業生活の確保」では、3つの課題と目標値を掲げています。

1つ目の目標値「市内において女性の積極的な採用・職域の拡大・管理職への登用に努めるなど、ポジティブ・アクションを実施している企業の割合が50%以上になること」については、18年度が44.9%、22年度が47.0%と、実施している企業の割合が高くなっていることがわかります。

目標値にはわずかに達していないものの、女性の活躍推進に取り組んでいる企業が少しずつ増加傾向にあることが窺えます。

2つ目の目標値「市内の事業所の管理職についている男女の構成比率において、少ない方の割合が30%を下回らないこと」では、18年度が女性17.0%、22年度では15.3%と減少しています。全国平均と比べると高い数値となっていますが、前回と比較して1.7ポイント減少しており伸び悩んでいます。

目標値3つ目の「市内の事業所で『次世代育成支援行動計画』を策定している割合が10%になること」では、18年度が5.2%、22年度では6.6%と増加傾向となっています。目標値には達していませんが、今年4月から行動計画策定の義務付け範囲が従業員301人以上の企業から101人以上の企業に拡大されたので、策定企業数は更に増加することが見込まれます。

3ページをご覧ください。

基本目標Ⅲ「家庭生活・地域社会での男女が協力し合う環境整備」では、4つの課題と目標値を掲げています。

1つ目「育児休業取得率が男性10%以上、女性80%以上となること」に対し、18年度では男性0.7%、女性78.3%。22年度では、男性2.6%、女性84.2%となっており、女性の取得率は目標を達成しています。男性は目標値には至らなかったものの増加傾向にあり、21年度の全国平均と比較すると、女性は1.4ポイント低くなっていますが、男性の割合は

0.88ポイント高くなっています。

2つ目は「子どもの看護休暇制度、介護休業制度の普及率が40%以上となること」では、18年度が28.2%、22年度では44.4%と目標値を超え伸びています。ここでは、看護休暇、介護休業のどちらも制定している事業所の割合となっていますが、介護休業制度は、事業者へ義務づけられている制度であり、介護休業制度だけでみた場合68.3%の制定状況でした。また、看護休暇も45.1%の制定割合となっています。「育児のための短縮勤務等の制度の普及率」についての目標値は、前期のみとなります。

3つ目の「国際交流ボランティアバンク登録者数100人以上を維持し、毎年10人以上が新規に登録すること」では、登録者は目標値に達していますが、新規登録者は増加しているものの、わずかに及びませんでした。「町内会への加入率が70%以上になること」についても前期のみの目標値となります。

4つ目の「教育ボランティア登録者数を常に500人以上確保すること」については、教育支援ボランティア及び学校支援ボランティアを合わせると、著しい増加傾向にあります。地域活動やボランティアへの参加を増やすことが、多様な考えを活かした豊かな地域社会の構築に資するものとし、さらに推進を図っていきたくと考えています。

最後の4ページをご覧ください。

基本目標Ⅳ「個人として重んぜられるべき人格の尊重」におきましては、3つの課題と目標値を掲げています。

1つ目「DV（ドメスティックバイオレンス）防止に関する情報提供を年1回以上とすること」については、後期から掲げている目標値で、21年度が5回、22年度が4回の実績となっています。各年度ともに目標値は達成しています。参考値で八戸市のDV相談件数の状況をみますと、22年度は減少したものの全体として増加傾向にあります。「基本健康診査の受診率が対象者の50%以上となること」については、前期のみの目標値です。

2つ目「健康診断受診件数が増加すること」については、各種がん検診受診率及び特定健康診断受診者数の21年度と22年度を比べると、どちらもわずかですが増加しています。

3つ目の「生涯学習の場において性別で大きな偏りのない参加率を目指すこと」では、市民大学講座での受講者数を参考数値とし、5年間の経年をみるといずれも女性の割合が高い状況となっています。

以上で、事務局からの説明を終わります。

●議長：ありがとうございました。

ここで委員の皆様にお諮りします。今日の会議は2時30分までのご案内でしたが、進行の不手際でまだ今日の与えられたものを消化できていませんので、少し延長させていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

それでは今の説明についてご意見ご質問ございましたらどうぞ。

●委員：資料4の2ページ、上から2つ目「事業所の管理職についている男女の構成比率」というのは管理職についている人の男女の比率ですか。例えば、社長、重役の中に男性何

名、女性何名というようなことですか。

●**事務局**：そうです。係長級以上の方の男女の比率です。

●**委員**：会社の男女の比率から割り出したものは考慮していないのですか。

例えば、男性職員が 40 人いて女性職員が 10 人いたとすると、管理職が 4 対 1 になっても、そこは平等だとは言えないですね。だから管理職が同じ数になって同率という意味なのかその辺を伺いたいです。

●**事務局**：こちらに出しているのは、例えば、100 人の係長級以上の方だとすれば 15.3 人が女性で、84.7 人が男性というパーセントの出し方になっています。今回アンケート調査を 22 年度、昨年度行いました。そのアンケートの中で見ますと就労者数であれば、男性の就労者の中で係長級以上についている方は 17.8%になります。全女性就労者の中で 4.2%の方が管理職についていますので、かなりの格差があるということと言えます。

●**委員**：就業年数とかはどうですか。

●**事務局**：平均の勤続年数という捉え方でよろしいでしょうか。平均の勤続年数は男性では 14.1 年、女性は 10.2 年、やはり男性の方が 4 年ほど長いという結果です。

●**委員**：そのくらいの格差はしょうがないですが、管理職についている割合を誤解される方がいらっしゃるのではと思いましたので。

●**事務局**：更に正社員かどうかというところにも関連してくると思いますので、次回の審議会でも新しい基本計画も検討していただきますが、その際にきちんとしたアンケート調査の結果を提出したいと思っています。このアンケートを見ますと、正社員の中での管理職の割合は、男性は 22.2%、女性は 7.9%になっています。正社員の中でみたとしてもやはり、女性の方が低い状況にあります。

●**議長**：よろしいでしょうか。あとございますか。

●**委員**：教育支援ボランティアと学校支援ボランティアの差を教えてくださいなのですが。

●**議長**：教育支援ボランティアと学校支援ボランティアの違いですね、事務局お願いします。

●**事務局**：結果として行っていることは一緒です。

教育支援ボランティアは、社会教育課にボランティアとして登録してもらいます。

学校支援ボランティアは、学校で募集し登録できます。それが最大の違いになります。

学校支援ボランティアは国からの委託事業です。

- 委員**：学校で募集しているということは、関係者の PTA とかですか。
- 事務局**：例えば学校で読み聞かせをしてくださるボランティアが必要となれば、学校が募集して登録します。なお、教育支援ボランティアであれば社会教育課に登録していますので、学校側から要望・要請があると学校側に派遣するという形になっています。行っていることは一緒です。
- 委員**：教育支援ボランティアをもう少し増やしたいのでしょうか。格差が大きくなっているようですね。
- 事務局**：学校側で募集できるということで、伸びているのだと思います。
- 議長**：よろしいでしょうか。そのほかございますか。
- 委員**：全体的に全部オーバーラップして、成果として良くできたという評価でいいのではないのでしょうか。項目ごとに説明していただいて、捉え方としてはダメなところやらなければならぬ部分もありますが、相対的に評価の仕方としては前期、後期合わせてまああの成果だと自分では思います。以上です。
- 議長**：ありがとうございます。

いい方向に進んでいるということですね。新しいプランに向けて目標値に達成できなかった部分を、どのような施策を入れていけばよりよいものになるのか、そして移行していかなければいけないということの思いを伝えていただきました。ありがとうございます。

あといかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、事務局において、新しいプラン策定スケジュールの中に載っていますので、ただ今ありましたご意見を踏まえて策定を進めていただくということでよろしく願います。

それでは案件の2つ目を終わります。

3つ目に移ります。

次の案件は「新・八戸市男女共同参画基本計画策定スケジュール案」についてです。事務局の方から願います。
- 事務局**：それでは、「新・八戸市男女共同参画基本計画策定スケジュール案」について説明します。

ご案内のとおり、現行の八戸市男女共同参画基本計画「はちのへプラン 2006」が今年度で計画期間終了することに伴い、今年度、新基本計画を策定することになっていますが、

昨年 12 月に国が第 3 次男女共同参画基本計画を策定しています。市の新基本計画を策定する上で参考となるものですので、先にそちらから説明します。

国の第 3 次男女共同参画基本計画については、事前に送付しました資料 7 の概要と本日お配りしました資料 9 のパンフレットと資料 10 の本文がありますが、資料 7 に基づいて説明します。

まず、経緯ですが、男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画ということで、平成 12 年 12 月に第 1 次計画が、17 年 12 月に第 2 次計画が策定され、21 年 3 月に内閣総理大臣から男女共同参画会議に対して「基本的な考え方」について諮問が行われ、22 年 7 月にそれに対する答申が行われました。22 年 12 月には基本計画案について内閣総理大臣から諮問があり、それに対する男女共同参画会議からの答申も行われ、12 月 17 日に閣議決定されました。計画期間は 5 年とされており、右上の枠内の※印のとおり 2020 年（平成 32 年）までを見通した長期的な政策の方向性と、2015 年（平成 27 年）度末までに実施する具体的な施策を記述するというスタイルになっています。

次に特徴として、4 つ掲げられてあります。

1 つが、【経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設】ということで、全部で 15 の重点分野のうち、「男性、子どもにとっての男女共同参画」や「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」など、5 つが新たに加えられています。

特徴の 2 つ目が、【実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定】してあります。前の第 2 次基本計画の 42 項目から今回は 2 倍近い 82 項目の成果目標が設定されています。

3 つ目が、【2020 年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30% 程度とする目標に向けた取組を推進】するとあります。この「2020 年までに 30%」というのは、平成 15 年に男女共同参画推進本部で、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する」と定められた目標を受けたものです。今回の第 3 次基本計画では、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、日本社会にとって喫緊の課題ということで、政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的でなかった分野についても、政府が積極的に働きかけるということになっています。

4 つ目が、【女性の活躍による経済社会の活性化や「M 字カーブ問題」の解消も強調】とあります。少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、日本の経済社会の活性化のためには、多様な人材、特に女性の労働力が不可欠ということで、女性の継続就業支援や再就職支援等の施策を実施することになっています。

裏面をご覧ください。ここでは、主な施策ということで、重点分野と推進体制が記載されています。まず、重点分野ですが、先程説明した新設の 5 分野は右側に★印が付いている第 3、第 7、第 8、第 12、第 14 分野となっています。

続きまして 15 分野を順に説明します。

第 1 分野【政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】の主な内容としましては、1 点目が先程の特徴のところでも説明したとおり、政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020

年 30%」に向けた取組を進めるということと、2 点目はクオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討をするということになっています。

次に、第 2 分野【男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革】の主な内容としては、税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討のほか、調査・統計における男女別情報の充実ということで前の計画とほぼ同様となっています。

次に、新設された第 3 分野【男性、子どもにとっての男女共同参画】ですが、主な内容の 1 点目は、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進です。男性にとっての意義というのは、男女共同参画社会の形成が男性にもより暮らしやすくなるものであるということですが、その理解を深めていただくということです。2 点目は、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進ということで、教育・健康・虐待防止などが含まれています。

次に、第 4 分野【雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保】ですが、主な内容の 1 点目は M 字カーブ問題の解消に向けた取組の推進ということで、女性の継続就業のための環境整備が含まれます。2 点目は同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進ということで、特に女性の方が高い割合になっている非正規雇用について、環境整備に向けた取組を進めることになっています。3 点目が女性の活躍による経済社会の活性化ということで、女性の能力発揮促進のための支援のほか女性の就業継続、再就職、起業への支援ということが内容となっています。

第 5 分野【男女の仕事と生活の調和】と第 6 分野【活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進】については、前の計画とほぼ同様となっています。

新設された第 7 分野【貧困など生活上の困難に直面する男女への支援】ですが、ひとり親世帯や非正規雇用者等を対象とする施策になっています。主な内容として、1 点目はセーフティネット機能の強化で、2 点目は世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援ということになっています。

次も新設ですが、第 8 分野【高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備】については、女性の割合が高い高齢者への福祉施策の実施のほか、障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援ということが新たに追加されています。

第 9 分野【女性に対するあらゆる暴力の根絶】、第 10 分野【生涯を通じた女性の健康支援】、第 11 分野【男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実】については、前の計画とほぼ同様となっています。

新設された第 12 分野【科学技術・学術分野における男女共同参画】については、女性研究者の働きやすい環境整備に向けた取組の支援などが主な内容となっています。

第 13 分野【メディアにおける男女共同参画の推進】については、前の計画とほぼ同様となっています。

新設された第 14 分野【地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進】については、高齢化や過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等、様々な変化が生じている地域コミュニティにおいて、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、

男女共同参画が不可欠であるということで、地域、防災、環境分野での男女共同参画の推進が主な内容になっています。

最後の第 15 分野【国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献】については、女子差別撤廃委員会からの勧告に対応するため「国際規範の尊重」という文言が加えられています。

そして、下の推進体制のところには、【国内本部機構の強化】とあります。これは、男女共同参画担当大臣をはじめ、男女共同参画会議、推進本部、推進連絡会議といった国内本部機構の総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能を強化することになっています。そして、もう 1 つが【第 3 次男女共同参画基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況について男女共同参画会議の監視機能等を強化】するという事となっています。

以上が国の新基本計画の概要ですが、詳しくは資料 9 のパンフレットや資料 10 の本文をご覧ください。

当市の新・基本計画につきましても国の計画に追加された 5 つの重点分野などを踏まえ 1 次案の検討を進めたいと考えています。

次に、「新・八戸市男女共同参画基本計画策定スケジュール案」について説明します。

資料 8 「第 5 期 八戸市男女共同参画審議会スケジュール案」をご覧ください。

資料 8 は左欄に今年度の審議会開催スケジュールを、右欄には関係する業務の進行状況を記載しています。

左欄の 6 月初旬に第 1 回とあるのは本日の審議会ですが、今年度はこの後 3 回ほど開催を予定しています。いずれも今年度策定する市の新・男女共同参画基本計画に関するものとなっています。昨年度お示したスケジュールから開催回数に変更していませんが、基本計画の策定スケジュールを精査したため、開催時期が変更しています。

8 月下旬に開催予定の第 2 回審議会においては、新・基本計画の 1 次案についてご意見をいただく予定になっています。その際に、昨年度実施した市民アンケートと事業所アンケートの調査結果につきましてもご提示する予定となっています。

11 月初旬に開催予定の第 3 回審議会においては、第 2 回の審議会でもいただいた意見を踏まえ修正した新・基本計画の 2 次案と、基本計画に基づき実施する事業を掲載した新・実施計画の 1 次案についてご意見をいただく予定になっています。

その後、新・基本計画のパブリックコメントを経まして、1 月中旬に第 4 回審議会の開催を予定しています。ここでは、第 3 回の審議会でもいただいたご意見のほか、パブリックコメントでのご意見等を踏まえ修正した新・基本計画及び新・実施計画の最終案につきましてご意見をいただく予定となっています。

最終案についてご意見は「新基本計画案及び実施計画案にかかる意見書」としてとりまとめ、1 月下旬に審議会から市長への意見書の提出を予定しています。

意見書の提出後は、庁内の手続きを経まして 2 月下旬に新基本計画及び新実施計画を策定し、市の広報やホームページで公表することとなっています。

説明は以上です。

●議長：ありがとうございました。

国の新しい基本計画が示され強調された点の説明がありました。ただ今の説明についてご意見ご質問ございましたらどうぞ。

●委員：重点分野の1番の「政治、司法を含めたあらゆる分野で2020年30%」の部分ですが、女性30%以上占めている地域や国はありますか。日本にはないのでしょうか。

●事務局：他の国はあると思います。例えば国会議員の率、女性についてもクォータ制を割り当てるという意味ですが実施している国もあり、民間企業でも委員の数をクォータ制のような形を取った国もあると聞いています。

●委員：イメージ的にどんな国かと思ひまして。できれば教えていただきたいです。

●事務局：資料が手元になく、はっきりとは分かりませんので後でお知らせします。

●議長：あといかがでしょうか、よろしいですか。

これを受けて八戸市は今後どのような方向に進んでいけばいいのかという、新しいプラン作成に取りかかるということです。その1次案が8月に示されるということです。よろしいでしょうか。

●委員：スケジュール的に予算の関係とかあると思いますが、膨大な資料をまとめるとなると回数が間に合うのかとか、事務局の方々も大変だろうと思います。このままコンプリートしないで多少流動的なこともありますよということはいかがでしょう。

●事務局：これはあくまでも希望です。もちろんこの通りに進めたいと思ひていますが、多少前後するかもしれません。予算にはある程度反映させていきたいと思ひていますので、その目途はずらさないように思ひています。

●委員：第10分野の「生涯を通じた女性の健康支援」ですが、女性が一緒になってやっていくためには健康増進課との連携が必要になると思ひます。どうしても役所は縦割り行政が増えてきて、他の課や部門とのデータ交換や情報交換となると、我々の目からみると、いまいちかなというところがあります。

特に女性の性差における健康状態というのは、昔に比べて生理痛で休む人は多いです。これは子どもを産む回数が減っているからです。同じ条件で雇用体制をとることに反対する方も出てくるので、それに対応する能力を女性側にも持たせないと、なかなか理解が得られなくなります。

先ほど、司法云々という話が出てきましたが、今、弘前大学医学部の女性の数が半分を超えました。ほとんどが女医さんになります。その方々が産休に入る可能性は非常に多い

わけです。女医さんはだいたい優秀な方が入っていますし、同じ年齢の方が多いです。

私が勤務していた時は、7人中3人が女医さんでした。その女医さんたちが一気に産休に入りまして4人で回すことになったのですが、当時一番下の私が3日に1回の当直をしていました。そういうことがあると女医さんに対する反発が、逆に職場の女性からおきてきます。間に挟まった人は非常に大変です。そういう現象がおきないように女性の健康・産休・生理休暇に対する理解をしていかなければならないと思います。

管理職の話が出ましたが、更年期障害は2000年前の教科書に49才と書いてあります。おそらくずっと変わっていないと思います。管理職として一番働ける時期に、ある日突然症状に襲われた場合、調整が上手くいけば普通に働けるのです。検査をいろいろしても上手くいかずほっといて深みにはまるという人が1日4～5人は来ています。

ですから自分の健康に対する認識・知識や職場の理解を上げていくためには、第10分野を特に強調していただきたいと思います。男性の職員の方々にも理解をお願いしたいです。

●議長：ありがとうございました。

事業を実効あるものにするためには、横の連携ということを強調なさっています。よろしくをお願いします。

それでは、新プラン策定に向けて、貴重なご意見がたくさんございました。それを踏まえて進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、その他に移ります。資料の説明をお願いします。

●委員：貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。八戸市が被災に遭われたことは心痛めておりました、私ども八戸市方面に関しましては慎重に対応することに努めています。なにぶん県内の基幹産業が集中している地域ですので、今後一刻も早い復旧をお祈りしています。

私ども厚生労働省あげていろいろな対策に取り組ませていただいています。雇用均等調整関係でも相談窓口を立ち上げました。まだ震災に絡む直接的な相談はあまり来ていないのが実情です。今後、広報につきましては直接利用者の手にダイレクトに渡るような広報を考えていきたいと思っています。ぜひ、いいお知恵、いい機会がありましたら教えていただきたいと思います。つきましては、大変経営が厳しくなったということで、あきらめないように力になれるところがあればなんとかお力になりたいと思います。

あともう1点は、ポジティブ・アクションにつきまして、今回、第26回男女雇用機会均等月間が6月に展開されるわけですが、八戸市におきましてはポジティブ・アクションに取り組まれている企業が多い割合になっています。大変結構なことだと思っています。ポジティブ・アクションは単に法律を守る、法律違反を是正するというだけでは解消できない、意欲から、あるいは能力その他いろんな条件を含めての男女間の格差を解消しようという取り組みです。自主的な取り組みです。パンフレットのA社の取り組みのきっかけというのは代表的な例であります、似たような例では県内の企業も取り組んでいらし

やいます。この取り組みは単に女性の地位向上だけでなく、男性も含めた職場環境の改善、好影響ということも含む内容ですので、こういった好事例を発信して参りたいと思います。お役に立つように発信していきたいと思っているところですので、今後とも広報方、ご協力よろしくお願いします。

●**議長**：ありがとうございました。いつも新しい情報をありがとうございます。

それでは事務局のほうからなにかございますか。

委員の皆様、進行の不手際で時間延長してしまったことをお詫び申し上げます。委員の皆様プランに向けて貴重なご意見をいただいたこと本当にありがとうございました。

これをもって議事を終了します。

●**司会**：会長、ありがとうございました。これもちまして、平成 23 年度第 1 回八戸市男女共同参画審議会を終了します。委員の皆様、本日は長い時間ありがとうございました。大変お疲れ様でした。